

出産に伴い休学される方へ

ご出産された方（ご出産予定の方）へのお知らせ

就学の事由により保育園を利用中の方がご出産された場合、ご出産されたお子様の預け先を探す期間等として、特例的に一定期間は休学したまま在園中のお子様をお預けすることができます。

なお、特例の預かり期間中の保育必要量は、原則「短時間」の認定となります（出産（予定）日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間は除きます。）。ただし、保護者の申し出に応じて、保育必要量を「標準時間」の認定に変更することもできます。

また、復学の意思がない場合の在園できる期間は、出産月の翌月から2ヶ月間となります。

1. 特例預かり期間

出産月の翌月から出生されたお子様が1歳になる日が属する月の末日の前日まで（例：1月出産の場合、翌年1月31日までに復学する必要があります。）

2. 提出書類

復学に関する確認書



左記の二次元コードから電子申請できます。
入力後、送信してください。

3. 提出期限

出産（予定）月の2か月後の月の末日まで
（例：1月出産の場合、3月31日までにご提出ください。）

4. その他

（1）復学後1か月以内に、次の書類をご提出ください。

①復学した日が確認できる書類（復学証明書等）

②復学後の就学日数・時間が確認できる書類（カリキュラム・時間割等）

（2）特例預かり期間を超えて、復学されていないことが判明した場合には、理由にかかわらず退園となります。

【問い合わせ・提出先】

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
保育課 認定・入園係

☎03-3312-2111(代表)